

会 議 録

| | | | |
|--------------------|--|------|----|
| 会 議 名 | 第 2 2 期小金井市公民館企画実行委員の会議 第 1 回 | | |
| 事 務 局 | 公民館 本館 | | |
| 開 催 日 時 | 平成 2 4 年 8 月 7 日 (火) 午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分 | | |
| 開 催 場 所 | 公民館本館 | | |
| 出 席 委 員 | 岡村委員、小川委員、菅沼委員、野口委員、花淵委員、福井委員 | | |
| 欠 席 委 員 | | | |
| 事 務 局 員 | 渡辺社会教育主事、和田主任 | | |
| 傍 聴 の 可 否 | 可 | 傍聴者数 | なし |
| 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由 | | | |
| 会 議 次 第 | <p>1 公民館運営審議会報告について</p> <p>2 主催事業について</p> <p style="padding-left: 20px;">○男女共同参画講座について</p> <p style="padding-left: 20px;">○成人大学について</p> <p style="padding-left: 20px;">○地域センター施設研究講座について</p> <p>3 「月刊こうみんかん」 9 月号の校正と集合写真撮影について</p> <p style="padding-left: 40px;">次回日程 9 月 4 日 (火) 午前 1 0 時から</p> | | |

司会 菅沼企画実行委員

まだ、1名委員が来られていませんので、今後の講座分担は後回しにして、報告事項から始めたいと思います。

1 公民館運営審議会報告

渡辺（陽）：7月の公運審は27日に市役所第二庁舎で行われました。報告としては、東京都公民館連絡協議会の委員部会の報告がありました。委員部会というのは、公民館運営審議会委員の部会という意味です。参加されました立川委員が欠席されましたが、資料を届けていただきました。第1回目の研修は、7月15日に行われました。テーマは、「改めて公民館と公民館運営審議会の意義を考える」で、講師は、萩原謙次郎さんです。資料がありますので、興味のある方はお申し出ください。公民館事業報告は10講座で、本館からは、子ども体験講座と子どもの人権講座の報告を行いました。子どもの人権講座の応募は、129名と非常に多数でした。この理由ですが、一つには子ども、子育てにかかわる制度が大きく変わろうとしていること。そしてもう一つ、子育て関係団体のネットワークがつくられて、地域活動が活発になっていることも理由ではないかと報告いたしました。審議については、青少年のための科学の祭典の準備が主でした。テーマである「昔遊びの科学」の企画づくりとして、糸電話を中心にして具体的な準備が進んでいます。

司会 公民館運営審議会について報告がありました。初めての委員の方もいますので、公運審とは、ということから確認しておいたほうが良いと思います。企画実行委員は公民館各5館それぞれ6名ずついて、具体的に、何をやっていこうかということ審議しているわけですが、公民館運営審議会がその上にあって、全体としての公民館をどうやっていこうかということ審議している。小金井市教育委員会としてどうやっていくのかを考えるのが公民館運営審議会という、そういうことでいいわけですね。

渡辺（陽）：はい。ただ、上下、ということはありませんが。

小川委員：社会教育法29条に、「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする」とありますので、諮問のあったときだけ不定期に開催するのかと思っておりましたが、そうではないのですね。

渡辺（陽）：ほぼ毎月、定例の公民館運営審議会を開催しております。課題がある際には、館長が諮問をいたしますが、必ずしも、諮問・答申というかたちをとらなくても、審議の過程でいろいろな専門的なご意見を聞く事ができます。また、答申という形をとらない提言もあります。通常から、公民館のさまざまな報告を受け、審議しています。必要な時だけ集まって、答申を頂くといっ

てもなかなか難しいのかもしれませんが。日常の情報交換が大切と位置付けております。

2 主催事業について

○男女共同参画講座

和田 来年の大河ドラマで取り上げる、新島八重を題材に「新島八重の生涯」と題して、平成24年11月10日(土)(午後6時～8時)から11月24日(土)まで3回講座を予定しております。講師には元予備校講師(日本史研究家)の山岡 昭さんを予定しております。男女共同参画講座は年間6枠を設定しておりますので、残り3回を、本講座受講者を含め準備会を開催し、年明けに3回の講座を計画したいと考えます。

○成人大学について

渡辺(陽)：近隣の大学等の研究機関と連携して、専門的な講座をおこなうという趣旨で開設された講座が成人大学講座です。本館では、東京学芸大学の協力を得て、実施しております。企画実行委員の皆様から提案いただき、今年はEU、ヨーロッパをテーマとした講座の企画がまとまりました。正式テーマは「現代ヨーロッパ考」です。8月2日から募集が始まり、現在69名の応募がありました。

野口委員：時期的に良かったのではないのでしょうか。

小川委員：会場は、180人入れるのですね。

渡辺(陽)：はい、大丈夫です。

司会 では、地域センター施設研究講座についてお願いします。

○地域センター施設研究講座について

渡辺(陽)：少し繰り返しになりますが、講座の目的から報告します。現在、4つめの地域センターとして(仮称)貫井北町地域センターの建設計画が進んでいます。どのような事業をしていくのかについて、公民館運営審議会の意見もお聞きしながら考えていこうという時期となっております。これに合せて、「公民館事業を考える」講座を企画しました。昨年も多摩島しょ地域力向上の助成金を受けて、地域センター施設研究講座をおこないました。その講座で市民参加のプレゼンテーションをしていただきました。福井委員、菅沼委員をはじめ皆様の協力をいただきました。この昨年の講座を受けて、こういった提案をどう公民館事業に結びつけられるのかが本年のメインテーマです。

司会 この日程だと、市報は10月1日号ということでしょうか。

渡辺(陽)：はい、10月1日号です。

野口委員 日程案ですと、仕事している方にとっては参加できない日もありますね。

渡辺（陽）はい、実はウィークデイの昼でないと参加できないという方と、逆に仕事の都合で土曜日、日曜日でないと参加できない方がいます。そこで、この講座では、ウィークデイの昼タイプと土日タイプを混ぜるかたちとしました。どちらか一方のみの参加でもかまわないこととします。

司会 内容が広範囲ですね。

福井委員 日程欄とか、表のフォーマットなども統一した方がいいですね。

司会 9月の企画実行委員の会議には確定案が出るのですね。

渡辺（陽）はい、9月には確定します。その際に、表のフォーマットも統一いたします。

司会 この地域センターは、平成26年4月の開設に向けて準備が進んでいるのですが、そのための事業づくりの検討講座ということですね。それでは、全体の講座解説と担当についてお願いします。

小川委員 その前に先ほどの公民館運営審議会と企画実行委員との違いのお話に関連してお聞きしたいのですが、実際に講座をつくっていくとき権限はどこにあるのか、職員にあるのか、企画実行委員にはどのような権限があるのか。

渡辺（陽）先ほど、小川さんも指摘していただきましたし、菅沼さんにもまとめていただきました。館長が、これは検討すべき課題だと思った時にその課題について公運審に諮問いたします。専門性を活かして答申していただきます。行政はそれを尊重して決めていきますので、公運審には、そういった権限はあります。その他、正式な諮問、答申というかたちをとらなくても毎月の公運審での専門的なご意見、見解はいつも参考にさせていただいております。そういった制度づくりについて企画実行委員の会議に何か権限があるのかといえば制度化されたものは確かにありません。ただ、逆に具体的にどのような講座をやるの、どのようにやるの、という意味では企画実行委員や準備会は大きな影響力をもっています。

小川委員 なるほどわかりました。それともう一つ、聞きたいのは、企画実行委員制度は、社会教育法には出てこないですね。市民参加と市民協働の違いがあると思うのですが、これは市民参加の制度の一つと考えてよろしいですか。

渡辺（陽）はい、市の市民参加の制度の一つです。市民協働との違いですが、市民協働は、「行政と市民（団体）が、対等平等の関係を取り結んで公共事業を企画し運営する」ということが基本にあります。ですから、その意味では、企画実行委員は、市民参加の制度であって、市民協働の制度ではないと言えます。

菅沼委員 今、権限ということが話されましたが、私の場合権限ということをおも意識したことはありません。要するに大切なことは、やればよいじゃないかということ。実際、提案が拒否されることは、ありませんしね。

小川委員 なるほど、全体像が掴めてきました。

司会 それでは、改めて全体の講座解説と担当についてお願いします。準備会を行っている講座とそうでない講座も説明してください。

渡辺（陽）本館でおこなっている事業をご説明します。まず、各館で共通に行っている講座と、本館のみで実施している講座があります。各館共通の講座としては、市民講座、成人学校、成人大学、男女共同参画講座があります。それと高齢者学級は、シルバー大学、けやき学級、など講座名は各館それぞれですが、予算枠として高齢者学級ということで共通です。それに対して、子どもの人権講座、青年学級、市民映画会、16ミリ発声映写機操作講習会、にほんごで国際交流、地域センター施設研究講座などは、本館だけの講座です。市民講座、シルバー大学、子どもの人権講座、などは準備会を開催しています。

小川委員 にほんごで国際交流の対象者は外国籍の方だけですか。

和田 いいえ、日本人も含めています。

和田 青年学級とは、愛の手帳を所持する知的障害者で、身の回りのことが自分で出来る16歳以上の人を対象に現在52名を受入れ、毎月2回開催しています。外部講師（小金井特別支援校教諭）を迎え、ボランティアスタッフ（20名）で運営しております。本来は40名の定員がありますが、高齢者の余暇活動、生涯学習の場にもなっており、活動の内容を考慮しながら開催しています。

小川委員 こども対象の講座の場合、対象年齢を決めているのですか。

渡辺（陽）事業の内容、性質によって、対象を限定することも考えられますが、基本的に「子どもの対象年齢」という発想はありません。

小川委員 社会教育法20条に、「公民館は、市町村その他一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあるわけですが、この講座は、この目的の範囲で行っていると考えるとよろしいわけですね。

渡辺（陽）はい、その通りです。

小川委員 あと、準備会でどの程度意見がとuringのか。
野口委員 準備会で決められていきます。ただ、ひとりの意見がそのまま通るのかと言えば、多数決ということがありますので、それは難しいかもしれませんが。
司会 もう少し、いろいろな準備会にお出になってから考えていただければどうですか。次に新しく担当に加わる希望をお聞きしたいと思います。
小川委員:子ども体験講座と子どもの人権講座についてお聞きしたいのですが。
渡辺(陽) 厳密な事業目的は別として、イメージでいいますと、子ども体験講座は、「野川の生き物を観察しましょう」なんてイメージ。子どもの人権講座は、発達障害についてとか、子どもの虐待を考えたりとか、子どもの権利条約について考えたりとか、そんなイメージです。
福井委員 子ども体験講座は子ども対象の講座ですが、子どもの人権講座は、現在は、大人対象の講座が主です。
司会 それでは、他に担当に加わりたい方、お願いします。
小川委員 それでは、子どもの人権講座と子ども体験講座の担当ということで、その他は、次回までに検討しましょう。
野口委員 私は、あと市民講座でお願いします。
菅沼委員 それでは男女共同参画講座もお願いします。
岡村委員 市民講座でお願いします。

3 「月刊こうみんかん」9月号について

渡辺(陽)「月刊こうみんかん」9月号に、「公民館企画実行委員になっての一言抱負」を掲載いたします。皆様から原稿をいただきましたので校正をよろしくお願いします。また、このあと集合写真の撮影をよろしくお願いします。

以上